

No.51 Apr. 2006

## 食品安全基本法と食品安全委員会

### はじめに

食の安全に大きな不安を与えた輸入冷凍野菜の農薬残留，未登録農薬の使用，黄色ブドウ球菌による食中毒，BSE の発生等があり，これらを解消するために食品安全基本法は制定されました。法が運用されて2年以上経過した中で，法の概要と食品安全委員会の役割について今一度振り返り，その活動を含めて紹介してみます。

### 食品安全基本法

食品安全基本法（平成15年法律第48号）は，食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする（第1条）として平成15年5月23日に公布されました。この法律の基本的理念（第3～5条）では，食品の安全性の確保について，以下の3点を謳っています。

1. 国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識
2. 食品供給工程の各段階における適切な措置
3. 国際的動向及び国民の意見に配慮しつつ科学的知見に基づき国民の健康への悪影響の未然防止

なお，食品とは，薬事法で規定する医薬品及び医薬部外品以外のすべての飲食物を指す（第2条）と定義されています。

### 食品安全委員会

食品安全基本法を執行していくための食品安全委員会は，平成15年7月1日に発足しました。常勤委員4名，非常勤委員3名で構成され，委員の任期は3年です。食品安全委員会は，内閣府に所属しています。（第22条，28条～30条）食品安全委員会会合は，毎週木曜日午後2時から開催されています。

事務局は，事務局長，次長，総務課，評価課，勧告広報課，情報・緊急時対応課，リスクコミュニケーション官で構成されています（第37条）。

食品安全委員会の役割は，食品健康影響評価の実施（リスク評価）とそれに基づく関係大臣への勧告（関係大臣のリスク管理につなげる）消費者，食品関連事業者等の関係者相互間における幅広い情報や意見の交換の実施（リスクコミュニケーション）重大な食品事故の発生等の緊急の事態への対応，リスク管理の実施状況のモニタリングです（第23条）。

食品安全委員会委員長は寺田雅昭（元国立がんセンター総長，元財団法人先端医療振興財団副理事長），委員長代理は寺尾允男（元国立医薬品食品衛生研究所長，元財団法人日本公定書協会会長），委員は小泉直子（元兵庫医科大学教授），見上 彪（元日本大学教授），坂本元子（和洋女子大学副学長），中村靖彦（元NHK解説委員，明治大学客員教授），本間清一（元お茶の水女子大学教授，東京農業大学教授）の各氏です（2006年4月現在）。

### 専門調査会

食品安全委員会の中に16の専門調査会が設けられています。「企画」「リスクコミュニケー

ション」「緊急時対応」に加えて、化学物質系評価グループは、「添加物」「農薬」「動物用医薬品」「器具・容器包装」「化学物質」「汚染物質」、生物系評価グループは、「微生物」「ウイルス」「プリオン」「かび毒・自然毒等」、新食品等評価グループは、「遺伝子組換え食品等」「新開発食品」「肥料・飼料等」の専門調査会です。各名称にくくられた専門分野について、食品安全委員会からの要請に応じて調査・審議する非常勤委員（任期2年）による会です（第36条）。

#### 食品健康影響評価

食品健康影響評価とは、「人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価」を指しています（第11条）。食品健康影響評価は、関係する施策ごとに行うことが必要です。

ただし、例外の場合が定められています。

その1は、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき（第11条第1項第1号）です。

1.1は、動物用医薬品関係では、例えば、a.犬又は猫専用の薬の承認、再審査又は再評価、b.体外診断薬の承認、再審査又は再評価、c.既承認薬品等と成分が同等である等で新たに評価を行うことが必要でない場合。1.2は、特定保健用食品では、既許可食品等と同等で、新たな評価が不要とした場合。1.3は、添加物規格基準改正関係では、添加物の規格基準に関する標準品の改定。その他、6種類の場合分けをしています。

その2は、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき（第11条第1項第2号）です。具体的には、腐敗、異物混入等を指しています。これは食品衛生法第6条違反事項で規制できるからです。

その3は、関係各大臣が緊急を要するものと認めるとき（第11条第1項第3号）（人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。）です。具体的には、アマメシバ、シンフィツム（コンフリー）、アカネ色素の事例がありました。この場合は、事後遅滞無く食品健康影響評価が必要とされています（第11条第2項）。

関係各大臣は、上記の例外を除いて、各法律の条項に食品健康影響に関わる事項がある場合は、改廃時並びに基準若しくは規格を定めようとするとき等に、食品安全委員会の意見を聴かなければならないとされています（第24条）。

対象の法律等には以下が示されています。

1.食品衛生法、2.農薬取締法、3.肥料取締法、4.家畜伝染病予防法、5.飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）、6.と畜場法、7.水道法、8.薬事法（動物用医薬品の再審査・再評価）、9.農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、10.食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、11.食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（添加物の名称を消除しようとするとき）、12.ダイオキシン類対策特別措置法、13.牛海綿状脳症対策特別措置法、14.前各号に掲げるもののほか、政令で定めるとき。

他方で、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認め

るときは、食品安全委員会の意見を聴くことができることも規定しています(第24条第3項)。

具体的には、食品からのCd摂取の現状に係る安全性確保、魚介類等に含まれるメチル水銀、鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性等の評価の例がありました。

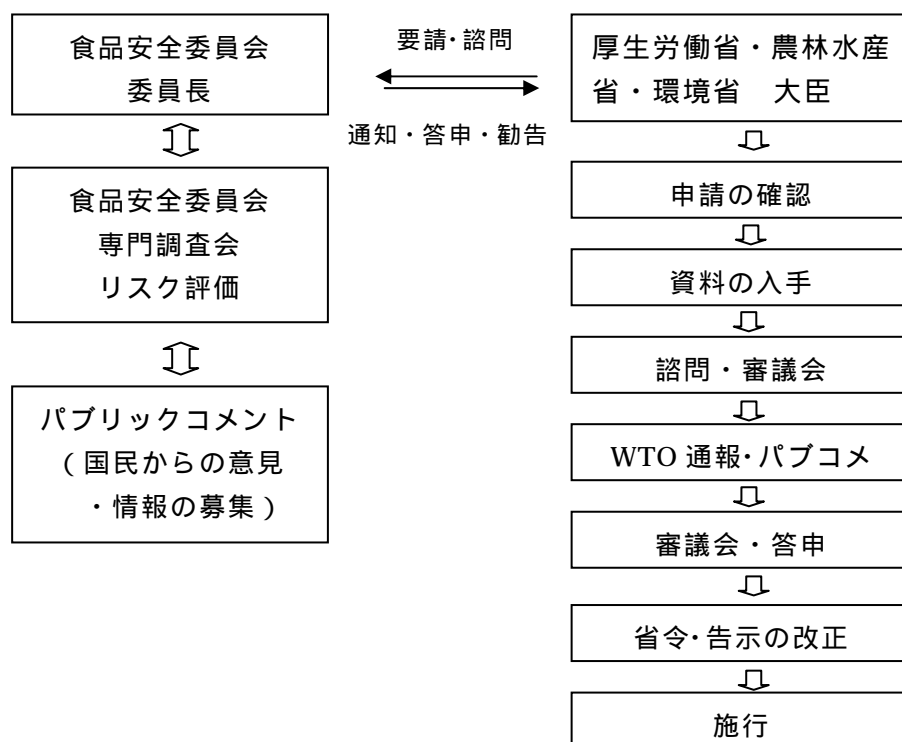
関係大臣の要請による場合だけでなく、食品安全委員会が、食品健康影響評価を自らの判断ですることもであると定めています(第23条第1項第2号)。

具体的には、a. 食中毒の原因菌であるリステリア菌について(米国では毎年700人の発生。熱に弱い、発育温度は0~45と広い。ナチュラルチーズ等で規制されている。)、b. 牛等の成長促進(肥育)剤として使用される性ホルモン(たんぱく質合成の促進剤として米国、カナダ、豪州で使用されている。食品安全委員会で牛乳、粉乳中の性ホルモン含量の調査をしたところ、国産と外国産で差は無かった。国際がん研究センターは、エストラジオール及びテストステロンは2A(恐らく発がん性)、プロゲステロンは2B(発がん性の可能性)に分類している。)等についての評価の例がありました。

企画専門調査会、食品安全委員会は、自ら食品健康影響評価する事項を、6ヶ月ごとに点検・検討することになっています。

#### 食品健康影響評価の流れ

省令等の改正を伴う食品健康影響評価は、下記のフローで行われています。



#### ファクトシート（科学的知見に基づく概要書）

現状では適切に管理されているが、科学的知見に基づいて情報提供が有用な事項について食品安全委員会は、ファクトシートを作成し、公表しています。

**Q 熱(Q fever) 鶏卵**、卵製品中でのコクシエラの存在は否定しています。家畜、ペットからの感染のリスクは一律ではないため、動物の種を特定して影響度合いを示しています。

**トランス脂肪酸** 油の高温処理、水添処理で生成します。反芻動物の胃内でも消化過程で生成します。心疾患の誘引リスクとされています。1人・1日当たりの摂取量は、日本(成人)1.56g、米国(成人平均)5.8g、EU(男性平均)1.2~6.7gと推定されています。油脂の摂取量並びにマーガリン類及びショートニングでは生成を抑制する製法がとられているため、日本人のリスクは小さいとされています。

**妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響** 胎児性アルコール症候群のリスクです。現状では胎児への安全なアルコール量は不明としています。

#### 広報活動、リスクコミュニケーション

- ・「食品安全」を季刊誌として発行しています。評価結果や解説資料が掲載されています。
- ・「食品の安全性に関する用語集」を発行しています。食品健康影響評価に関わる用語、ハザード、リスク、エライザ法等、全224項目(平成17年3月)が掲載されています。
- ・食品安全モニターは公募で470名が選ばれ、1年間の任期で、毎月数十件の意見・報告内容が公表されています。同時に、各意見・報告に対する食品安全委員会及び/又はリスク管理機関のコメントも公表されています。
- ・各地で一般の方を対象とした食品健康影響評価に関する意見交換会が実施されています。
- ・食の安全ダイヤルは、事務局が月曜～金曜で質問に対応しています(03-5251-9220・9221)。
- ・関係府省の食品の安全性確保に関する情報をデータベース化するため、食品安全総合情報システムが運用されています(<http://www.ifsis.fsc.go.jp/fsilv1/do/FSILogon>)。

#### おわりに

食品安全委員会の審議内容及びその資料は公開されていて、傍聴や資料へのアクセスは容易です。食品の健康影響評価に関する最新の科学的知見を、偏りなく客観的に知ることができる貴重な機会となっています。

食品の安全性の確保に対して、食品関連事業者として責任を持つばかりではなく、消費者としても食品の安全性に関係する施策に意見を表明するよう努めることによって、積極的な役割を果たすことが期待されています。

#### ミニ知識

**ハザード(危害要因)**: 健康に悪影響をもたらす原因となる可能性のある食品中の物質または食品の状態。例えば、有害な微生物、農薬、添加物や人の健康に悪影響を与えうる食品自体に含まれる化学物質等の生物学的、化学的または物理的な要因がある。物理的要因には異物、放射線等を例示している。

**リスク**: 食品中にハザードが存在する結果として生じる健康への悪影響が起きる可能性とその程度(健康への悪影響が発生する確率と影響の程度)。

食品安全委員会「食品の安全性に関する用語集(改訂版)平成17年3月」から引用